

新商品開発を通じた農福連携PR委託業務募集要領

農福連携の取組みを全国に発信する全国フォーラムを岐阜県で開催することとしており、この機会に、農福連携を効果的にPRするため、県をまたいだ農福連携事業者同士の連携による経営発展の事例をモデル的に創出し、紹介することを予定している。

このため、新商品又は試作品の企画・開発を通じて他県の農福連携事業者と連携した取り組みを同フォーラムでPRできる岐阜県内の農福連携事業者を募集する。

1 委託業務の概要

(1) 業務名称

新商品開発を通じた農福連携PR委託業務

(2) 業務内容

別添「新商品開発を通じた農福連携PR委託業務」仕様書のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和5年11月30日（木）まで

(4) 委託費の上限

500千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 委託の方法

事業実施に当たって企画提案を公募により広く募り、優れた企画提案者として選定された事業者（2者以内）と業務仕様書及び契約金額を委託金限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。

3 応募資格

応募の資格者は、農福連携事業者※とし、次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 岐阜県内に事業所を有する農福連携事業者であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産宣告を受け復権を得ていない者
- (3) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者
 - ウ 破産手続開始の申立てをされた者

で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

※農福連携事業者とは次の経営体であること

①農業経営体が障がい者を雇用し農業を実施する



②農業経営体が障がい者施設と農作業受委託契約を結び、農業を実施する



③障がい者施設が直接農業に参入し、障がい者が農作業を実施する



④障害者雇用促進法に基づく特例子会社が農業参入し、雇用された障がい者が農作業を実施する



4 スケジュール

- 令和5年3月24日（金） 公募開始
- 4月13日（木） 質問書提出〆切
- 4月14日（金） 参加申込〆切

- 4月24日（月） 企画提案書類提出〆切
- 4月下旬 選定委員会による書類審査実施
- 4月下旬 委託事業候補者の決定・選考結果通知
- 4月下旬 委託事業候補者との協議および契約締結

5 仕様書及び本公募要領に関する質問の受付

様式1「質問書」に必要事項を記入のうえ、下記により提出すること。

(1) 受付期間

令和5年4月13日（木）17:00まで

(2) 提出先

（一社）岐阜県農畜産公社 ぎふアグリチャレンジ支援センター 農福連
携推進室

〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番12号

FAX：058-276-1268 電子メール：gifu-noufuku1@gifu-notiku.com

(3) 質問に関する回答方法

参加資格があると通知したすべての者に対し、電子メール又はFAXにより回答する。

6 参加申込書の提出について

様式2「参加申込書」に必要事項を記入のうえ、下記のを紙により提出すること。

(1) 添付書類：両事業者の概要（会社案内や要覧など、会社組織や内容（農福連携の活動含む）がわかるもの）1部

定款1部

誓約書（様式3）

(2) 受付期間

令和5年4月14日（金）正午まで

(3) 提出先

（一社）岐阜県農畜産公社 ぎふアグリチャレンジ支援センター 農福連
携推進室

〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番12号

7 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類及び提出部数について

○書類 部数 留意事項

様式4「企画提案書」 1部 別添様式により提出すること

企画提案書（様式5） 8部 A4片面印刷

見積書（様式任意）

- (2) 提出期限
令和5年4月24日(月) 17時00分まで ※必着
- (3) 提出先
(一社) 岐阜県農畜産公社 ギフアグリチャレンジ支援センター 農福連携推進室
〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番12号
電話：058-215-1503
- (4) 提出方法
持参または郵送による。(ただし、休日には受領しない。)
- (5) 作成方法
提案対象となる業務内容について、下記①～②のとおりとし、①については③の様式で作成してください。

【提案対象となる業務内容】

- ① 新商品開発を通じた農福連携モデル(別添「委託業務仕様書」に基づく具体的な企画提案)
- ・事業者連携によるメリット等
 - ・新商品の企画・開発・完成商品イメージ等
(事業の目的・背景、商品名・コンセプト、県外事業者との連携の概要、新規性・特徴、市場性・販売戦略、イメージ・イラスト等)
 - ・業務全体の運営管理、業務実施体制
(県外農福連携事業者との連携体制、スタッフの業務分担、スケジュール、進捗状況の管理体制等)
- ② 業務委託料(見積り)
- ・委託業務に係る各業務(フォーラムでのプレゼン、観客に配布する新商品又は試作品含む)の内容と金額(様式任意)

【様式】

- ③ 企画提案書(様式5)
- ・企画提案書の用紙は、原則A4版片面印刷で作成してください。
 - ・企画提案書は、10ページ以内(表紙は含まない)とし、簡潔かつ明瞭に記載してください。
 - ・文字の大きさは、12ポイント以上とします。(表題、図表を除く)
 - ・企画提案書は、様式5に記載された項目の内容を全て記載することを条件にパワーポイント等で作成することも可とします。
- (6) その他
- ・企画提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については企画提案 事業者の負担とします。
 - ・本要領に示した公募参加者の資格がない者、提出書類に虚偽の記載を

した者の 提出した企画提案書は無効とします。

・提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却いたしません。

8 審査及び委託先の選定方法

提出された企画書について、次のとおり審査を行い、委託先を決定します。

(1) 審査者

企画提案選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置。

(2) 審査方法

選定委員会において、書類審査を行い、優れた提案を行った事業者を予算の範囲内で選出します。

(3) 審査日

令和5年4月下旬を予定しています。

(4) 審査基準

別紙「新商品開発を通じた農福連携PR委託業務審査要領」のとおり。

(5) 提案者が2者以内の場合の取り扱い

提案者が2社以内の場合であっても評価は実施し、評価の基準において最低基準点を満たすときは、当該提案者を選考します。

(6) 審査結果の通知及び公開

採択・不採択に関わらず書面により通知します。併せて、選定事業者はその事業者名をホームページにて公表します。※審査合否通知：令和5年4月下旬を予定

①選定提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点

②全提案者の名称（申込順）

③全提案者の評価点（得点順）（提案者の名称は秘匿）（不採択の提案者の得点が特定される場合は公表しません）

④選定理由

⑤選定委員の氏名

(7) その他

審査結果や審査内容等に係る質問や異議は一切認めない。

選定委員会による審査の結果、基準を満たす提案がなかった場合、又は企画提案書の提出がなかった場合は再度公募するものとする。

9 委託先候補者選定後の手続きに関する留意事項

本業務に関する契約については、以下の事項に留意すること。

(1) 契約内容等の協議

- ・業務内容に関する細目事項等については、委託先候補者と公社の間で協議の上、契約内容を決定する。なお、協議のうえ企画提案の一部を変更する場合がある。

(2) 契約方法

- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を行う。
- ・別途契約書を作成する。
- ・公社が定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

(3) 概算払い

- ・本業務について、必要と認められる場合には委託料の一部について概算払いを行うことができる。